

## 中央環境審議会答申「温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について」の概要

～ 以下の取組を一体的に推進することが必要 ～

### 1. 温泉資源の保護対策

- 掘削等の許可に関するガイドラインの作成
  - ・都道府県における温泉資源保護のための望ましい仕組みについて、国がガイドラインを作成
- 許可後に生じた影響に応じての対策
  - ・温泉の汲み上げによる影響等を継続的にモニタリング
  - ・許可に条件(例:掘削の工法、ポンプの能力、周辺の環境保全など)を付け、その遵守の状況を監督
- 温泉資源保護対策の基盤となる情報の整備
  - ・温泉資源の状況等を示すデータの収集
  - ・近年増加する大深度掘削泉に関する調査研究の推進

### 2. 温泉の成分等に係る情報提供

- 温泉成分の定期的な分析と分析結果の掲示の義務付け
  - ・事業者は10年ごとに温泉成分の再分析を実施

### 3. 魅力ある温泉地づくり

- ・地域の特性を活かし、創意工夫に満ちた取組が必要
- ・国や自治体は温泉地における取組を支援